

平成27年度税制改正 ～第1弾～

平成 27 年度の税制改正大綱が発表されました。相続税・贈与税その他資産税関連項目についても、新設された制度あり、新設導入後の拡充あり、増税方向への改正ありとなっています。

【新設】

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
ジュニア NISA の創設

【拡充・延長】

住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置等の拡充・延長
教育資金一括贈与制度の拡充・延長
NISA の年間投資上限の引き上げ

【増税または増税方向への見直し】

納税猶予制度の見直し
空家の固定資産税軽減措置の見直し
財産債務明細書の見直し



1. 結婚・子育てに使うお金の贈与は最高 1,000 万円までが非課税

(1) 制度の内容と要件

日本の個人金融資産は約 1,600 兆円であり（しかも半分以上が現預金！）、その多くが 60 歳以上の高齢者が保有・運用しているそうです。少子化対策に向けて、そのお金を下の世代に動かしやすくしようということから、この「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」が教育資金の一括贈与（NO.147 参照）の非課税制度の第 2 弾として新設されます。制度の要件と出口の課税関係は下のとおりです。

受贈者（もらう人）	20歳以上50歳未満である贈与者の子・孫・ひ孫など直系卑属
贈与者（あげる人）	受贈者の親・祖父母・曾祖父母など直系尊属
贈与財産	結婚や子育てのための金銭等
非課税となる額	1,000万円（ただし結婚資金の場合は300万円）
適用期間	平成27年4月1日～平成31年3月末日までの贈与
贈与方法	金銭等を銀行等の金融機関に信託する
受贈者が5歳になったら	使い切れなかった残額について贈与税が課税される
受贈者が亡くなったら	使い切れなかった残額に贈与税はかからない
贈与者が亡くなったら	使い切れなかった残額を相続財産に加算する（ただし2割加算なし）

(2) 注意点

まず、子育て資金は 1,000 万円まで、結婚資金については 300 万円までとそれぞれ非課税限度額が異なります。もちろんそれ以上贈与してもいいのですが、超える分については通常の課税を受けることになります。また、教育資金の一括贈与と共通点が多いこの制度ですが、大きく違うのは『贈与者が』亡くなった場合です。教育資金の贈与において、贈与者が亡くなった時点のその残額は相続財産に含める必要がありませんでした（信託中だからですね）が、上記結婚・子育て資金の贈与においては、贈与者が亡くなった時点におけるその残額は相続財産に含め、相続税の課税を受けます。ただし、受贈者が一親等の親族でない（代襲相続人ではない孫など）場合でも、相続税の 2 割加算（NO.25 参照）は免除されるので少し安心です。もうすぐ死にそうだから贈与しとけ、は通用しないということですね。次回は平成 27 年度改正第二弾です！